

福島空港プロモーション事業に係る  
公募型プロポーザルに関する質問書への回答

令和7年5月13日更新

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	仕様書（案） 3 委託業務の内容 （3）テレビによる広報 ア 毎週1回以上、1回1分以上の枠で制作及び放送すること。	・ア 毎週1回以上、1回1分以上の枠で制作及び放送すること。とありますが、期間はいつからいつまでになりますか。また、福島県内及び栃木県内とあることから、最低2局以上のテレビ局を使用するという認識であっていますか。	期間は6月上旬の委託契約締結後の可能な限り早い時期から、令和8年3月31日までです。 福島県内及び栃木県内で各1局以上、合計で2局以上のテレビ局を使用してください。
2	仕様書（案） 3 委託業務の内容 （3）テレビによる広報 イ 特集番組、スポットCM等を2つ以上企画のうえ、制作及び放送すること。	・イ 特集番組とありますが、こちらは「ア」とは別の内容になりますか。また、福島及び栃木の2局以上になりますか。	イに定める特集番組は、アに定める毎週放送されるテレビ番組とは別の内容です。イのテレビ局はアのテレビ局と同一でも別でも可とします。 福島県内及び栃木県内でそれぞれ実施してください。
3	仕様書（案） 3 委託業務の内容 （3）テレビによる広報 ウ 台湾チャーター便についての特集番組を1つ以上企画のうえ、制作及び放送すること。	・ウ こちらも福島及び栃木の2局以上になりますか。	福島県内のみで実施とするか、福島県内及び栃木県内それぞれ実施するとするか、自由にご提案ください。